UNDER 2000 MIE

令和７年度
墜落災害防止強調月間

あせるな　いそぐな　おこたるな

「墜落・転落」による労働災害は、建設業に関わらず、運輸業のほか、様々業種で多発し、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、７月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。

作業に応じた「墜落によるリスクの低減措置」を図りましょう。

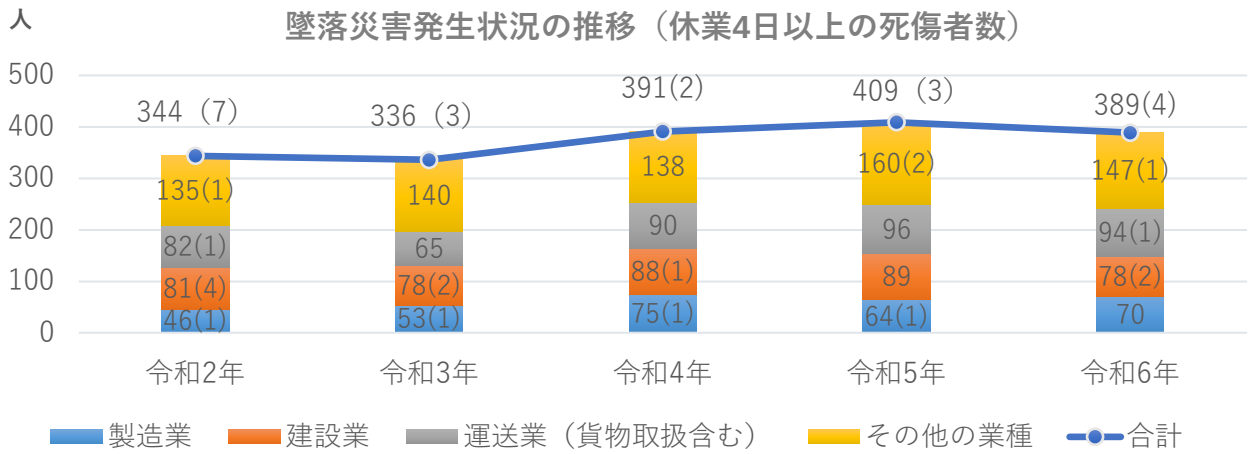

※（　）の数値、死亡災害を内数で示したもの

令和６年に発生した墜落による死亡災害事例

業　種	被災者の職種・年齢	災害発生状況
道路貨物運送業	運転者 50代	被災者は、地上約３ｍのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。
ビルメンテナンス業	清掃員 70代	被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。
その他の建設業	はつり工 40代	被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落した。
	はつり工 30代	

三重労働局では、死亡災害の撲滅と死傷災害2,000人未満を目指して

「令和7年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」

を展開しています。

令和７年　アンダー2000みえ　検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

三重労働局･各労働基準監督署

1　足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

□①足場設置のための幅が１m以上確保できる箇所には、本足場を使用しましょう。※
□②足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置しましょう。※
□③足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置しましょう。
□④作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置しましょう。※
□⑤墜落制止用器具は、フルハーネス型安全帯等高さに応じた物を使用しましょう。※
□⑥墜落制止用器具を使用するための親綱を必要に応じて設置しましょう。※
□⑦足場の点検者を指名し、床材や手すり等の点検・補修を行い、氏名と結果を保存しましょう。※
□⑧組立・解体の作業手順を周知しましょう。
□⑨新規入場者教育等必要な安全衛生教育を行いましょう。※

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。

2　はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外し、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。
はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台等の使用を検討しましょう。

□①はしごの上部・下部を固定しましょう。※
（固定できない時は、他の人が支えてください）
□②はしごの上端を上端床から６０ｃｍ以上突出させてください。
□③はしごの立て掛け角度を７５度程度確保しましょう。
□④はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしましょう。
□⑤はしご、脚立の昇降時には手に荷物を持たずに昇降しましょう。
□⑥脚立の天板に乗って作業をしないでください。
□⑦移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止しましょう。
□⑧階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で昇降しましょう。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。

3　荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

□①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用しましょう。
□②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行いましょう。
□③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討しましょう。
□④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしましょう。
□⑤テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業者に対して特別教育を実施しましょう。※
□⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置しましょう。
（積載荷重2トン以上の貨物自動車）。※
□⑦保護帽を着用しましょう（積載荷重2トン以上の貨物自動車）。
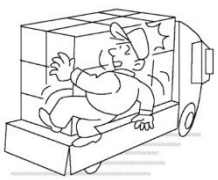
※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。